浜田市告示第9号

浜田市庁舎管理規則第7条第14号に規定する別に定めるものを定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年1月31日

浜田市長　久保田　章　市

浜田市庁舎管理規則第 7 条第 14 号に規定する別に定めるものを定める要綱の一部を改正する告示

浜田市庁舎管理規則第 7 条第 14 号に規定する別に定めるものを定める要綱（令和 4 年浜田市告示第 107 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項第 10 号」を「第 1 項第 10 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2　前項の規定の適用を受け撮影等を行う者は、当該撮影等により職員、来庁者等の権利を不当に侵害し、又は職員の業務に支障を来すことのないよう十分な配慮をしなければならない。

別記様式中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改める。

附　則

この告示は、令和 7 年 1 月 31 日から施行する。